

業務仕様書

1 委託件名

令和4年度事務所レイアウト変更に伴う搬入・搬出・什器購入等の業務委託

2 目的

本業務は、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）のフリーアドレス化に伴う事務所及び外部会議室のレイアウト変更とそれに付随する作業計画の策定、事前準備業務、施設の養生、搬出、搬入、什器の廃棄、什器等の配置、新規什器の購入等を行うことを目的とする。

3 契約期間

令和5年2月7日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

事務所： 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2・5・6 階

外部会議室： 東京都文京区関口 1 丁目 44 番地 4 新荒井ビル 3・4 階

5 委託内容

（1）作業計画の策定

- ① 作業責任者及び必要とする人員を本業務に専従させ、什器等の個数表（別紙1）を考慮し、実施計画書を提出すること。
- ② 移転実施計画書の主要項目
 - ・レイアウト変更実施体制表
 - ・レイアウト変更スケジュール
 - ・搬出入経路、養生計画
- ③ レイアウト変更日は、以下の日付で対応すること。
令和5年3月18日（土）～19日（日）、21日（祝）
及び（又は）令和5年3月25日（土）～3月26日（日）
※仕様を満たすように日程を調整すること。
- ④ 平日業務時間内（8時～19時）においては、通常業務が可能なように計画を作成し実施すること。

（2）事前準備業務

- ① 受託者は、移転に係る手順等の必要な説明をTCVBに行うこと。
- ② ビル管理会社、電話回線工事業者、ネット回線工事業者等とも事前に打合せを行い、契約期間内に業務を終了させること（連絡先は契約締結後通知する。）。
- ③ 本業務に要する段ボール、テープ、ラベルその他必要な資材について事前に必要な数量を受託者が納入すること。尚、段ボールは850枚、ラベルは2550枚を想定している。

（3）新規什器の購入

- ① 什器等の個数表（別紙1）に記載の新規什器・備品を納品配置すること。
- ② 原則、什器等の個数表（別紙1）にて指定したメーカー品を納品すること。但し、什器等の個数表（別紙1）にて指定したメーカー品以外にて納品する場合

は、指定したメーカー品と同サイズの同等品以上を提案すること。また、色・材質等の仕様が分かるようにカタログ等を添付の上、提案し TCVB の承認を得ること。

(4) 日新ビル及び新荒井ビルの養生

- ① 搬出搬入にあたり、移動元、移動先の床・壁面・階段・エレベーター・入口三方枠等、養生作業を行うこと。
- ② 本業務が終了次第、移動元及び移動先の清掃を行うこと。
- ③ 本業務に伴い建物等を汚損または破損した場合は速やかに原状回復すること。

(5) 搬出・運搬・搬入

- ① レイアウト図（別紙2）のとおり設置作業を行うこと。
- ② コピー機のトナー、オイル抜き・戻し作業は、本業務に含まない。
- ③ 電話の通信回線の手配・移設・配線作業等は、本業務に含まない。
- ④ 本業務完了後不要となった段ボール等は、TCVB と調整のうえ速やかに引き取りを行うこと。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、周辺施設や住民等の迷惑にならないように最大限の配慮をすること。
- ⑥ 本業務当日は作業員等に対して、ネームプレートの着用等一見して本業務の作業員であることを明示させること。

(6) 既存什器等の再配置

- ① レイアウト図（別紙2）のとおり什器等を再配置すること。また、高さ 1500mm 以上の什器は、地震対策として壁に固定すること。
- ② 什器等の配置は、電話回線工事業者・ネット回線工事業者と配線工事等の日程調整を行い、相互に支障をきたさないように行うこと。

(7) 物品の移動作業について

- ① レイアウト図（別紙2）のとおり、部署の移動が発生するため、段ボール等の移動を行うこと。なお、移動が必要な部署や職員の荷物は、各職員がレイアウト番号ラベルを貼付し段ボールに詰めるものとする。
- ② TCVB が指定した日新ビル内の余剰備品、段ボールを新荒井ビルに移動させること。

(8) 日新ビル2・5・6階における電源・LAN 配線等工事

- ① 電源及び電源スイッチ・LAN 配線は、レイアウト図（別紙2）のとおり設置すること。
- ② LAN 工事においては、TCVB のネットワーク機器より幹線を新設し、ケーブル性能試験をした後接続すること。
- ③ 床からの取出し位置をレイアウトに合わせ調整し、ケーブルの余長を調整すること。

(9) 什器の廃棄

- ① 受託者は、余剰什器図（別紙3）に示す余剰什器を廃棄すること。
- ② 廃棄に際し、処理証明（マニフェスト）を提出すること。

(10) 5階内装工事

レイアウト図（別紙2）の通り、5階執務室内の間仕切りを一部撤去し、端部加工をし、表面を整えること。

(11) その他

- ① 本業務に係る作業員等人件費・機器類・梱包資材・消耗品等並びに法定福利費・諸費用は全て契約金額に含まれるものとする。
- ② 本業務の実施にあたり、受託者の責任において什器・備品等の減失・毀損が生じた場合は、その減失または毀損は受託者の負担に帰するものとする。
- ③ 日新ビルのレイアウトについては、若干のレイアウト修正の可能性があるため、その際、TCVBの指示に従うこと。
- ④ 什器等の個数表（別紙1）の個数については、若干の増減があることを留意すること。特に（7）の物品の移動作業に伴う段ボールについては、実数にて精算すること。

6 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

7 委託事項の遵守・守秘義務

- （1）受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- （2）受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

8 個人情報の保護

- （1）受託者は、本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
本件における「個人情報」とは、
 - ・名前、メールアドレス、職員番号、部署名、席割などの職員情報また、他の情報と容易に照会でき、TCVBのオフィス内に存在していた各種書類の情報は、同様に個人情報とみなす。
- （2）受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届によるTCVB担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

10 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行にあたって自動車を使用し、または利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- （1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出すること。

1.1 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、TCVB の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (3) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 総務部総務課 近藤 電 話：03-5579-2680
--